

平成32年度診療報酬改定に向けた要望項目アンケート記入要綱

要望項目について

- * 前回の要望の積み残しの再要望を含めて、最大で**新設5項目**、**改正8項目**、**材料3項目（新設・改正含む）**、**廃止**（があれば、いくつでも可）を記載できます。
- * 施設基準・回数制限等の撤廃は、算定要件の見直しのため、廃止ではなく、**改正項目**になります。
- * 各種試案で保険収載されている術式が廃止の承認されたものについて、試案の廃止術式はあくまでも試案掲載廃止なので、実際の保険収載廃止の場合は、廃止の要望をしてください。
- * 薬事申請中の医療機器等を使用する術式は要望できないので、薬事承認済の医療機器等を使用する術式を要望してください。

「新設要望項目」とは・・・

評価を希望する技術が、現在保険収載されていない場合。

「改正要望項目」とは・・・

評価を希望する技術が、現在保険収載されているが、

- ①新たな適応疾患等に保険適用を拡大したい場合
- ②施設基準・回数制限等の算定条件の見直し、点数の見直し（既に診療報酬上評価されている技術であるが、別の技術料として別途新設を希望する場合、または加算点数として評価を希望する場合も含む）

③保険収載の廃止

④その他再評価を希望する場合

⑤新規特定保険医療材料等により新設される項目の点数について提案する場合

（新規特定保険医療材料又は新規体外診断用医薬品により、平成32年度改定まで既存の項目の点数を準用して算定しているものに係る点数

例：

オープン型ステントグラフトは、平成26年7月の追補版にて、K560に準じて算定する。と掲載された。平成28年度の改定にてK560-2オープン型ステントグラフト内挿術と新規掲載されたが、この新規項目（K560に準じて算定）の点数に対する提案を前もって行う）

具体的な記入方法について

①区分

「手術」「手術（その他）」「処置」「処置（その他）」「検査」「検査（その他）」「麻酔」「麻酔（その他）」「内視鏡」「内視鏡（その他）」「その他」の種別を書いてください。「○○（その他）」は手術から麻酔までの通則や加算となり、「その他」とは「総論的なもの(通則等)」「指導料」「管理料」「加算」等となります。

②名称

具体的な術式・技術名称をご記入下さい。

③要望の概略

重複を避けるため、必要に応じ要望内容の概略を簡単にご記入下さい。